

《学校感染症出席停止期間について》

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。

新型コロナウイルス感染症の出席停止基準は「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快※した後1日を経過するまで」です。この2つの条件を満たすまで出席停止扱いになります。発症後5日を経過するまでに加え、解熱した日によって出席停止期間が延長していきます。

※軽快…解熱剤を使用せず、熱が下がり、かつ呼吸器症状(咳など)が改善している。症状が完全になくなるまでではありません。

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	発熱などの症状あり 	発症後1日目 症状軽快 	発症後2日目 (軽快後1日目)	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	発症後2日目に軽快した場合	発熱などの症状あり 	発症後1日目 症状あり 	発症後2日目 症状軽快 	発症後3日目 (軽快後1日目)	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例3	発症後3日目に軽快した場合	発熱などの症状あり 	発症後1日目 症状あり 	発症後2日目 症状あり 	発症後3日目 症状軽快 	発症後4日目 (軽快後1日目)	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例4	発症後4日目に軽快した場合	発熱などの症状あり 	発症後1日目 症状あり 	発症後2日目 症状あり 	発症後3日目 症状あり 	発症後4日目 症状軽快 	発症後5日目 (軽快後1日目)		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に軽快した場合	発熱などの症状あり 	発症後1日目 症状あり 	発症後2日目 症状あり 	発症後3日目 症状あり 	発症後4日目 症状あり 	発症後5日目 症状軽快 	発症後6日目 (軽快後1日目)	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

一般的な期間である「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」よりも療養期間が明らかに長い場合、治療証明書の提出を求める場合があります。提出書類については2ページ目を参照ください。

新型コロナウイルス感染症と診断されたら

学校保健安全法に定められた感染症は、公欠扱いになりうる欠席理由となります。感染が判明したら、まず所属の学部事務室（または所属キャンパスの医務室）へ連絡してください。

公欠の手続きには、新型コロナウイルス感染症に罹患した根拠書類が必要となります。以下の書類のいずれかを準備してください。

1. 新型コロナウイルス感染症の検査結果（※検査キットの写真は不可）
2. 医療機関の書式で新型コロナウイルス感染症に罹患したと分かるもの
3. 診断書（1～2がない場合）
4. 治癒証明書※（1～2がない場合）

※大学 HP よりダウンロードしてください（在校生の方<学校生活 医務室関連<4.学校感染症<治癒証明書）

診断書や治癒証明書はお金がかかります。お金のかからない1～2を提出することをお勧めしますが、療養期間が明らかに長い場合には、診断書や治癒証明書の提出を求めることがあります。

※新型コロナウイルス感染症に対する治療薬（ラゲブリオ®、ゾコーバ®）は現在ほとんど処方されず、咳や発熱など症状に対する薬のみ処方されます。そのため、インフルエンザ罹患時とは異なり、お薬の説明書では新型コロナウイルス感染症に罹患したことの証明にはなりませんのでご注意ください。※仮に処方された場合はお薬の説明書でも可

①

検査結果報告書

発行日: []
採血日: []

患者番号: []
患者氏名: [] 性別: 女 生年月日: []

検査項目名称	検査結果	判定			基準値	単位
		L	N	H		
体温	37.6				-	℃
インフルエンザA型	-				-	
インフルエンザB型	-				-	
コロナ抗原	+				-	



②

<新型コロナ陽性者への注意事項>

発症後5日間経過、かつ、症状軽減から24時間経過するまでの間、外出を控えることが推奨されています。

■様の場合は、■月■日が5日目になります。

※5日目に症状がある場合は、発熱を含めた症状が軽快してから24時間は外出を控えて下さい。

なお、発症後10日間はマスクの着用をお勧めします。

<新型コロナ陽性者のご家族への注意事項>

1、部屋を分けて生活して下さい（可能な場合）

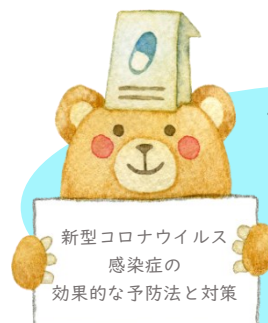
2、陽性者の世話に限られた方が行って下さい

3、5日間は体調の変化に注意して下さい

※7日目までは発症する可能性があり、この間は、手洗い・換気を行いマスクを着用して下さい。また、ハイリスク者との接触を控えて下さい。

療養が明けた最初の登校時に、学部事務室にて公欠届を受け取り、速やかに手続きを行ってください。

公欠届を提出時に根拠書類も併せて提出してください。公欠手続きの詳細については各学部事務室にお問い合わせください。



- ・ワクチンの接種
- ・こまめな手洗い、手指消毒の実施
- ・マスクの着用
- ・室内をこまめに換気
- ・人混みはできるだけ避ける